

令和4年度処遇改善加算計画書について

1. 対象事業所(障害者総合支援法)
 - いちばん星(施設入所支援・生活介護・短期入所)
 - サポートセンターかいふう(生活介護)
 - サポートセンターまぼり(生活介護)
 - サポートセンターかおる(生活介護)
 - アクティブプレイス虹(生活介護)
 - 海風ヘルパーセンター(居宅介護・重度訪問介護)
 - ケアホーム KAI(共同生活援助)
 - ケアホームハーモニー(共同生活援助)
 - ケアホームシンフォニー(共同生活援助)
 - ケアホーム銀河(共同生活援助)
 - ケアホーム宙(共同生活援助)
 - ケアホーム慧(共同生活援助)
 - ケアホーム昴(共同生活援助)
 - グループホームデュエット(共同生活援助)
2. 対象職員 正職員、契約職員の直接処遇業務を行う支援員
3. 加算期間 令和4年4月～令和5年3月
4. 加算区分 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ
5. 改善方法及び金額
一時金として、令和5年3月期末賞与及び令和5年6月賞与時に、直接処遇業務を行う約160名の職員に対し、人事考課制度を用いて平均277,000円を支給する。
期中に事業収入が増減した場合は、一時金の額を増減して調整する。
6. キャリアパス要件
 - ① キャリアパス要件Ⅰ
 - i. 職位、職責又は職務内容等に応じた任用要件を定める。
 - ii. 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定める。
 - iii. 給与規定等の明確な根拠規定を書面で整備し周知する。
 - ② キャリアパス要件Ⅱ
 - i. 法人研修計画を策定し、経験年数及び職位群等のプログラムを組み、法人内部研修による職員の資質向上や技術指導等を目指し、またサービス管理責任者研修、強度行動障害支援者養

成研修等の福祉人材として専門性を有する知識・技術習得を目指す法人外部研修を活用し、職員の資質向上を図る。

ii. 国家資格(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士)取得を推奨し、資格取得時の合格祝金及び月額資格手当を支給する。

③ キャリアパス要件Ⅲ

i. 昇給は毎年4月に行う。人事考課と経験年数等に応じて昇給する仕組みとする。

ii. 「給与規定」、「人事考課規定」等を事業所毎に備えることで周知する。

7. 職場環境等要件

① 資質の向上、キャリアアップに向けた支援

働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等。

② 両立支援・多様な働き方の推進

子育てや家族等の介護等との両立を目指し、育児休業・介護休業制度等の充実を図る。

③ 腰痛を含む心身の健康管理

職員の身体的負担軽減のための介護技術修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施。

④ やりがい・働きがいの構成

i. ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善を図る。

ii. 利用者本位の支援計画など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会を提供する。

令和4年度特定処遇改善加算計画書について

1. 対象事業所及び加算区分

いちばん星(特定処遇改善加算区分無し)

サポートセンターかいふう(特定処遇改善加算Ⅰ)

サポートセンターまぼり(特定処遇改善加算Ⅰ)

サポートセンターかおる(特定処遇改善加算Ⅰ)
アクティブプレイス虹(特定処遇改善加算Ⅰ)
海風ヘルパーセンター(特定処遇改善加算Ⅱ)
ケアホーム KAI(特定処遇改善加算Ⅱ)
ケアホームハーモニー(特定処遇改善加算Ⅱ)
ケアホームシンフォニー(特定処遇改善加算Ⅰ)
ケアホーム銀河(特定処遇改善加算Ⅱ)
ケアホーム宙(特定処遇改善加算Ⅱ)
ケアホーム慧(特定処遇改善加算Ⅰ)
ケアホーム昴(特定処遇改善加算Ⅰ)
グループホームデュエット(特定処遇改善加算Ⅰ)

2. 対象職員

- i. 経験・技能のある障害福祉人材として、経験年数 10 年以上の正職員の看護師及びサービス管理責任者及び国家資格(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士)を有する直接処遇業務を行う支援員
- ii. 他の障害福祉人材及びその他の職種として、経験年数 10 年未満の看護師及び国家資格(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士)を有する及び経験年数を問わず国家資格を有さない正職員及び契約職員の直接処遇業務を行う支援員
- iii. その他の職種として、事務員、運転手、清掃等の間接業務を担う契約職員及び年間給与 440 万円以下の正職員

3. 加算期間 令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月

4. 改善方法及び金額

- i. 経験・技能のある障害福祉人材とする 31 人に対し、一時金として、令和 5 年 3 月期末賞与及び令和 5 年 6 月賞与時に 1 人当たり約 131,000 円を支給する。
- ii. 他の障害福祉人材及びその他の職種とする 135 人に対し、一時金として、令和 5 年 3 月期末賞与及び令和 5 年 6 月賞与時に 1 人当たり約 61,100 円を支給する。
- iii. その他の職種とする 15 人に対し、一時金として、令和 5 年 3 月期末賞与及び令和 5 年 6 月賞与時に 1 人当たり約 18,620 円を支給する

期中に事業収入が増減した場合は、一時金の額を増減して調整する。

5. キャリアパス要件及び職場環境等要件

上記、処遇改善加算の要件は同様とする。